

飯塚市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱を次のように定める。

令和5年12月20日

飯塚市長 武井政一

飯塚市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給申請において、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第27条の17の規定により手続を簡素化すること(以下「手続の簡素化」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手続の簡素化の対象者(以下「対象者」という。)は、飯塚市国民健康保険被保険者の属する世帯主とする。

(手続の簡素化の申請)

第3条 対象者が手続の簡素化を希望する場合は、国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申請書兼承諾書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請を行った対象者は、以後、月間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

3 対象者は、年間の高額療養費の支給申請を省略することができる。

4 対象者は、高額療養費の振込先を変更しようとするとき、手続の簡素化を停止しようとするとき、又は手続の簡素化の停止を解除しようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第4条 市長は、申請者が高額療養費の支給要件に該当した場合は、高額療養費の支給を決定し、当該対象者に高額療養費支給決定通知書により通知するものとする。

(手続の簡素化の停止)

第5条 対象者から申出があったときは、手続の簡素化を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができる。

- (1) 対象者の異動等があったとき又は被保険者証の記号番号が変更になったとき。
 - (2) 申請書において指定した金融機関の口座に入金ができないとき。
 - (3) 申請書の内容に偽りその他の不正があったとき。
 - (4) 対象者に国民健康保険税の滞納が生じたとき。
 - (5) 高額療養費に係る医療費の一部負担金を医療機関等に支払っていないことが確認されたとき。
 - (6) 高額療養費に係る医療費に第三者行為による受診分が含まれることが確認されたとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が停止する必要があると認めた場合。
- (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月1日から施行する。